

地下鉄烏丸線車両廃車処理業務

仕様書

令和2年度

京都市交通局

高速鉄道部

高速車両課

仕 様 書

(適 用)

第1条 本仕様書は、烏丸線10系車両の廃車処理業務（以下「本業務」という。）に適用する。

(当事者)

第2条 本仕様書において、「甲」とは京都市交通局をいい、「乙」とは請負人をいう。

(業務範囲)

第3条 本業務は、烏丸線車両（以下「本車両」という。）を竹田車両基地から解体作業場に搬送し、廃棄物が最小限になるよう減量を図りながら分別解体して再資源化するとともに、再資源化できない廃棄物は法令に基づき適切に処理するものである。

なお、詳細は別紙による。

(業務上の注意)

第4条 乙は、本業務に当たり細部に至るまで入念、丁寧に行うこと。

2 本業務上必要と認められるものについては、仕様書に明記されない事項であっても、乙の責任において行うものとする。

(関係法規の適用)

第5条 乙は、本業務に関して、京都市交通局契約規程、労働安全衛生法、道路法、道路交通法、道路運送車両法、廃棄物の処理及び清掃に関する法律をはじめ、関係法規等を遵守すること。

(変 更)

第6条 契約後においても、甲が必要と認めた場合は、軽微な変更を行うことができる。

(打合せ)

第7条 乙は、本業務に当たり、あらかじめ甲と十分な打合せを行うこと。また、打合せ事項について甲の要請に応じて別途指示する書式の議事録を提出し、甲の承諾を得ること。

(書類の提出)

第8条 乙は、甲の指定する様式で期日内に次の書類を甲に提出すること。ただし、甲が

提出の必要がないと認めた書類については省略する場合がある。

- (1) 作業責任者届 …………… 1 部
- (2) 石綿作業主任者選任届（技能講習修了証明書写しを含む） … 1 部
- (3) 工程表 …………… 1 部
- (4) 管理組織表 …………… 3 部
- (5) 契約金額内訳書 …………… 1 部
- (6) 業務用車両届（必要に応じて） …………… 1 部
- (7) 全体処理計画書 …………… 3 部
- (8) 石綿に関する作業計画書 …………… 3 部
- (9) 石綿等使用有無の事前調査記録 …………… 3 部
- (10) 産業廃棄物処分業許可証の写し …………… 1 部
- (11) 産業廃棄物収集運搬業許可証の写し …………… 1 部
- (12) 輸送計画書 …………… 3 部
- (13) 特殊車両通行許可証の写し（必要に応じて） …………… 1 部
- (14) 制限外積載許可証の写し（必要に応じて） …………… 1 部
- (15) 制限外牽引許可証の写し（必要に応じて） …………… 1 部
- (16) フロン回収行程管理票，証明書 …………… 1 部
- (17) 第一種フロン類充填回収業者であることの証明書類の写し … 1 部
- (18) 作業報告書（写真含む） …………… 1 部
- (19) 産業廃棄物管理票（マニフェスト） …………… 1 部
- (20) 石綿環境測定結果 …………… 1 部
- (21) その他甲の指示するもの …………… 指定部数

（作業場所）

第9条 本業務は竹田車両基地及び次条に記す土地賃貸借契約によって甲が乙から借用する解体作業場で行うこと。

（解体作業場の賃貸借）

第10条 乙の解体作業場について甲と乙の間で土地賃貸借契約を締結し、本業務の履行期間中は甲が借り受けることとする。

（作業上の注意）

第11条 乙は、竹田車両基地での作業を進める上において、次の事項を厳守すること。

- (1) 甲の業務に支障をきたさないこと。

- (2) 常に、作業上の整理、整頓に努め、定められた場所以外には立ち入らないこと。
- (3) 出退所時は甲に報告すること。
- (4) 本業務に伴い機器及び関係品の搬出入を行う場合、竹田車両基地への出入時刻、経路等について、あらかじめ、甲及び関係者と十分な協議を行うこと。
- (5) 作業完了後、作業場所の後片付け及び清掃を行うこと。
- (6) 業務で使用する事業用車両の常時の乗入れについては、事前に車種車番を記載した「業務用車両届」を提出すること。
- (7) 乙は甲から指示された作業上の注意事項に従い業務を行うこと。

(設備の使用)

第12条 乙は、甲の承諾を得て、竹田車両基地の水道及び電力等（以下「設備」という。）を使用できるものとし、使用については次によるものとする。

- (1) 設備の使用は甲が優先する。
- (2) 設備の取扱いは、取扱い者を定めて行うものとし、取扱い上の注意事項を熟知すること。また、法令等により有資格者が行うことを義務付けられている作業については、有資格者が行うこと。
- (3) 設備の故障及び異常を発見したときは、速やかに甲に連絡し、その指示に従うこと。
- (4) 乙の取扱いにより、設備の損傷又は不具合が生じた場合は、乙の責任において速やかに原状に復すること。

(完了検査)

第13条 乙は、甲が指定する項目及び場所において、甲の立会いの下に完了検査を行い、これに合格するものとする。ただし、甲が認めたものに限り、乙の作業報告書等により、合格を与えることがある。

なお、検査に必要な資材、設備等の提供及びこれらに要する費用は、すべて乙の負担とする。

(履行期限)

第14条 本業務の履行期限は、令和4年3月31日とする。ただし、履行期限までに完了検査に合格すること。

(調達品)

第15条 乙は、本業務に要する機械工具類及び消耗品等を調達すること。

(作業責任者等)

第 16 条 乙は、竹田車両基地での作業に当たり作業責任者を定め、作業時間中は、常駐させること。

- 2 作業責任者は、本業務に必要な知識を持ち、作業監理、作業者への技術的指導が行える者とする。
- 3 作業責任者は、本業務に関する一切の業務を掌握し、甲と密接な連絡を保ち作業者の安全を確保し、災害その他事故防止に努めること。
- 4 作業責任者は、次の作業を行うとともに責任を負うものとする。
 - (1) 甲からの貸与施設及び設備機器の管理を行うこと。
 - (2) 作業場所周囲の安全確認を行うこと。
 - (3) 甲からの指示事項に対する対応及び作業者の指導を行うこと。
- 5 作業責任者に変更があった場合はその都度、届出を行うこと。
- 6 乙の作業者が本業務を行うに十分な能力及び資質を有していないと甲が判断する場合、乙は該当の作業者を本業務に配置することはできないものとする。

(特記)

第 17 条 乙の取扱いにより貸出品に損傷又は不具合を生じた場合、乙の責任において原状へ復するものとする。

- 2 支払方法は、甲の完了検査合格後の一括支払いとする。
- 3 乙は、本契約の業務上知り得た機密を第三者に漏らしてはならないものとする。
- 4 甲が求めた場合に乙は随時の立会検査を受け入れること。
なお、検査に必要な資材等は乙が準備すること。
- 5 必要となる産業廃棄物管理票及びフロン回収行程管理票は乙が用意し、甲が交付するものとする。
- 6 本業務を履行するに当たり、本仕様書に明記されていない事項について疑義が生じた場合は、甲と協議を行うこと。

業務範囲及び内容

1 業務範囲

地下鉄烏丸線車両廃車処理業務（第06編成） 6両

① 廃車処理業務	
② ①にかかる消費税及び地方消費税相当額	
③ 土地の賃貸借（非課税）	
税抜額（①＋③）	
税込額（①＋②＋③）	

2 工程

本業務の工程については、下表のとおりとする。ただし、甲の都合により変更する場
合がある。また、作業時間は、原則として平日の9時30分から17時の間とする。

搬出日（搬出準備等含む）	令和3年7月8日～21日
石綿除去及び産廃処理	搬出完了後～令和3年12月27日まで

3 事前準備

(1) 全体処理計画の策定

乙は産業廃棄物等の処理経路を明確にするため、以下の事項が示された全体処理計
画を定めること。

- ア 竹田車両基地における作業内容及び工程
- イ 車両の搬出計画及び工程
- ウ 解体作業場における作業内容及び工程
- エ 産業廃棄物の一連の処理工程
- オ 収集・運搬、中間処理、最終処分を行う業者とその許可の内容
- カ フロン類の処理工程

(2) 事前調査と揭示

ア 乙は解体前に付表2及び付図1を参考に、石綿の使用の有無を目視等により調査
し、付表2及び付図1以外に石綿の使用があった場合はこれも処理すること。また、
作業を行う範囲で不明な部分がある場合は自ら調査すること。

イ 乙は調査結果を記録し、解体作業場の見えやすい箇所に掲示すること。

(3) 特別の教育と作業主任者の選任

ア 乙は石綿作業主任者技能講習を修了した者のうちから石綿作業主任者を選任し、甲に選任届及び技能講習修了証明書の写しを提出すること。

イ 石綿作業主任者は除去従事者に業務内容を周知するとともに、労働安全衛生法及び石綿障害予防規則に定めるところの特別の教育を実施すること。特別の教育実施後は、受講者、科目等の記録を作成してその写しを提出すること。

(4) 石綿に関する作業計画の策定

乙は石綿等による労働者の健康障害を予防するため、以下の事項が示された作業計画を定め関係者に周知徹底すること。

ア 作業の方法及び順序

イ 石綿等の粉じんの発散の防止又は抑制する方法

ウ 作業を行う労働者への石綿等の粉じんのばく露を防止する方法

4 搬出

(1) 本車両は、竹田車両基地から搬出し、解体作業場に搬送するものとする。

(2) 処理対象外の車両部品（付表3）は、搬出前に甲が取り外すものとする。

(3) 本車両は、竹田車両基地の整備場において、車体と台車を分離して架台上げをした状態で乙に引き渡すものとする。乙は、引き渡された状態から乙の責任において本車両を搬出し、解体作業場へ搬送すること。

なお、車両積み込み時のクレーン操作は甲が行うものとする。

(4) 搬出前に車両の切断等の加工は行わないこと。

(5) 搬出に必要な一切の設備、資材、労務、諸経費等は乙の負担とする。

(6) 搬出途中における一切の責任は乙によるものとする。

(7) 運搬に要する各関係先への申請手続の一切は乙が行うものとし、通行時間、通行期間、通行経路は許可されたなかで通行するものとする。

なお、必要経費はすべて乙の負担とする。

(8) 搬出の準備及び運搬については極力無理のない方法を選定し、要員及び車両の安全を十分確保すること。また、騒音に対しても十分配慮すること。

(9) 搬出に際して、事前に甲と十分打合せを行い、事前に輸送計画書を提出すること。

(10) 搬出は1日で2両を原則とする。これによらない場合は甲の承諾を得ること。

5 石綿の除去

(1) 石綿を含有する部品等は原則手ばらしにより破碎せず除去すること。切断等やむを

得ない場合は、プラスチックシート等を使用して隔離措置等を行い、該当部分を湿潤化したうえで作業すること。

- (2) 車内の除去作業において、周囲への飛散を防止するため開口部をプラスチックシートなどで養生すること。
- (3) 床下の除去作業において、周囲への飛散を防止するため床下周囲をプラスチックシートなどで養生すること。また、床面への飛沫による汚れを防止するためプラスチックシートなどで養生すること。
- (4) 作業者は、電動ファン付き呼吸用保護具又は取替え式防じんマスク等作業に応じた適切なマスクを着用し、周辺作業者にも取替え式防じんマスク又は使い捨て防じんマスク等を着用すること。
- (5) 作業場所には関係者以外が立ち入ることを禁止し、その旨を見やすい場所に掲示すること。
- (6) 環境測定は、甲の指定する測定点（4箇所程度）を測定すること。
- (7) その他、作業の記録及び保管、健康診断など石綿障害予防規則に基づく措置をとること。また、廃棄物の取扱いに当たっては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律等関係法令を遵守すること。
- (8) 環境測定の評価を行った結果、基準値以上の石綿が検出された場合は、作業場所の清掃を含めた必要な改善措置をとること。

6 産業廃棄物の処理

- (1) 金属くず、廃プラスチック類、ガラス・コンクリート・陶磁器くず、ゴムくず、木くず等

ア 可能な限り素材ごとに分別し再資源化を行い廃棄物の減量に努めること。再資源化できないものについては法令に則り適切に処理すること。

イ 空気圧縮機、台車駆動装置、台車軸受、冷房装置に含まれる油脂類は適切に処理すること。

- (2) 石綿

除去した石綿を含有する部品等は、法令に従い廃石綿等若しくは石綿含有廃棄物に分類して適切に扱うこと。ただし、車体のアンダーシールについては非飛散性の石綿であるが、除去したものは廃石綿と同等に扱うこと。廃石綿、石綿含有廃棄物の各重量を測定し、報告書を提出すること。処理については甲が別途行うものとするが、甲が回収するまでの期間、解体作業場の屋根のある場所に以下の梱包状態で保管し、廃棄物情報の提供に関するガイドラインに則り廃棄物名称等を表示すること。また、回収時はトラックへの積み込み等の補助を行うこと。

ア 廃石綿

固形化，薬剤による安定化，その他これらに準ずる処置を講じた後，飛散しないように十分な強度を有する耐水性のプラスチック袋（厚さ 0.15 mm以上のもの）で必ず二重梱包すること。

イ 石綿含有廃棄物

廃棄物が飛散しないようにシート等で梱包し，ガムテープやロープで確実に全面梱包すること。また，フレコン袋による梱包は開口部を縛ること。

(3) フロン類

冷房装置に冷媒として封入されているフロン類は，フロン回収・破壊法に則り適切に回収し処理すること。回収行程管理票は乙にて用意し甲に提出すること。管理票は甲が所有者等必要事項を記入し乙に渡す。フロン類の引取りが完了したら速やかに引取証明書を提出すること。冷媒の種類及び封入量は付表 1 を参照のこと。

7 車両用機器及び部品等の取扱い

- (1) 車両用機器については，その機能を失う状態まで破砕又は破壊処理を行うこと。
- (2) 文字表記のあるものは認識できない状態にすること。
- (3) 部品等を再使用又は販売をしないこと。

以上

【付図・付表】

No.	名 称
付表 1	車両主要諸元
付表 2	石綿含有状況一覧（参考）
付表 3	処理対象外の車両部品
付図 1	石綿含有部位（参考）

車両主要諸元

号車		1800	1700	1600	1300	1200	1100
車種		M2' C	M1'	T2	T1	M1	M2C
標記重量 (tonf)	05・09 編成	36.0	36.0	29.0	25.6	36.0	36.0
	05・09 編成以外	34.0	36.0	29.0	27.9	36.0	34.0
主要寸法 (mm)	最大長	20500	20500	20500	20500	20500	20500
	車体長	20000	20000	20000	20000	20000	20000
	最大幅	2872	2872	2872	2872	2872	2872
		(車側灯間)	(車側灯間)	(車側灯間)	(車側灯間)	(車側灯間)	(車側灯間)
	車体幅	2780	2780	2780	2780	2780	2780
最大高	4040	4200	4040	4040	4200	4040	
	(クーラーキセ上面)	(パンタ上面)	(クーラーキセ上面)	(クーラーキセ上面)	(パンタ上面)	(クーラーキセ上面)	
車体	材質	アルミニウム合金					
	床敷物	塩化ビニル					
	床構造	キーストーンプレート					
台車	形式	S型ミンデン式空気ばね台車					
	固定輪軸距 (mm)	2100					
	車輪径 (mm)	860					
軌間	1435						
主電動機		4台	4台	-	-	4台	4台
		直流直巻補極付半密閉自己通風式 定格出力 130kW					
空気圧縮機		1台	-	-	-	-	1台
		2段圧縮単動往復ピストン形 C-2000M 定格出力 12kW					
補助電源 装置	05・09 編成	1台	-	1台	-	-	1台
		半密閉自己通風型 電動発電機 75kVA	-	半密閉自己通風型 電動発電機 150kVA	-	-	半密閉自己通風型 電動発電機 75kVA
	05・09 編成以外	-	-	1台	1台	-	-
		-	-	半密閉自己通風型 電動発電機 150kVA	静止形3レベル インバータ (SIV) 150kVA	-	-
冷房装置	搭載台数	4台	4台	4台	4台	4台	4台
	冷媒	R22 又は R407C					
	フロン類封入量 (kg/台)	2.2	2.2	2.2	2.2	2.2	2.2
制御装置	搭載台数	-	1台	-	-	1台	-
		応荷重装置付電機子チョップ制御, 再生制動付2両ユニット制御式					
	冷媒	フロリナート (FX-3250D)					
	代替フロン封入量 (kg/台)	-	54.8	-	-	54.8	-

石綿含有状況一覧（参考）

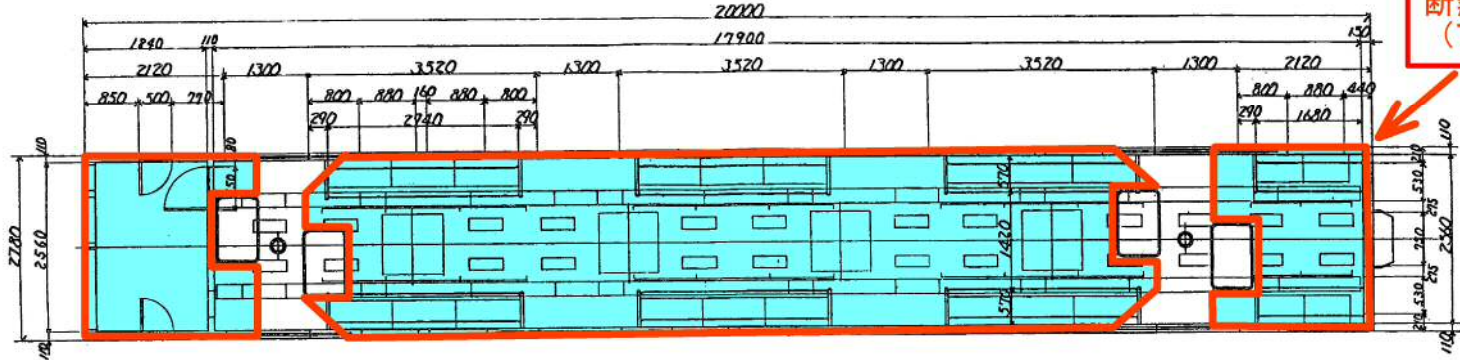
石綿含有部位		1800	1700	1600	1300	1200	1100
車体	抵抗器(主回路)		○			○	
	抵抗器 (MG)	●		○			●
	主抵抗器防熱板取付		○			○	
	主回路転線箱・ダクト		○			○	
	構体内面, 屋上, 床下等	○	○	○	○	○	○
	転線箱	○	○	○	○	○	○
	配管継手部	○	○	○	○	○	○
空調	客室用暖房器	○	○	○	○	○	○
	運転室暖房器カバー	○					○
ブレーキ	AW-5C 笛	○					○
制御	充電抵抗器		○			○	
	界磁分路抵抗器		○			○	
MM	主, 補極, 電機子コイル	○	○			○	○
MG	サイリスタ装置	●		○			●
	フィルタ装置			○			

○：全編成， ●：05 編成， 09 編成のみ

処理対象外の車両部品

装置名	機器名	1800	1700	1600	1300	1200	1100	計
車体	ドアエンジン	8	8	8	-	-	-	24
	車掌スイッチ	2	-	-	-	-	2	4
	空気笛装置ヒーター	1	-	-	-	-	1	2
	塗油装置	-	-	-	-	-	1	1
	IDプレート	-	-	-	1	-	-	1
	客室シート（グリーン 小）	-	-	-	-	-	1	1
	客室シート（シルバー 大）	-	-	-	-	-	1	1
	灯具（40W）安定器	-	-	-	10	10	-	20
	蓄電池	1	-	1	-	-	1	3
	蛍光管（40W）	20	22	22	22	22	20	128
	蛍光管（20W）	10	8	8	8	8	10	52
	局章	2	2	2	2	2	2	12
	号車銘板（車内）	2	2	2	2	2	2	12
	号車銘板（車外）	3	2	2	2	2	3	12
	製造所銘板（車外）	1	1	1	1	1	1	6
	方向幕（正面）	1	-	-	-	-	1	2
台車・連結器	オイルダンパー	2	2	2	-	-	-	6
	高さ調整弁	4	4	4	4	4	4	24
	輪軸（T台車）	-	-	4	4	-	-	8
ブレーキ装置	直流電動圧縮機	1	-	-	-	-	1	2
	自動排水弁	1	-	-	-	-	1	2
	L60S 圧力調整弁（作用装置）	1	1	1	1	1	1	6
	J-1 中継弁（台車中継弁装置）	2	2	2	2	2	2	12
	3/4 複式逆止弁（台車中継弁装置）	2	2	2	2	2	2	12
	M60 給気弁（制御機器ユニット）	1	1	1	1	1	1	6
	電磁弁 VM13A-1H（作用装置）	2	-	3	3	-	-	8
	電磁弁 VM14A-1H（作用装置）	1	-	2	2	-	-	5
	S39S-3 気圧スイッチ（制御機器ユニット）	1	-	-	-	-	1	2
	論理切換ユニット用基板（指令器）	1	-	-	-	-	1	2
	SB 増幅ユニット用基板（指令器）	3	-	-	-	-	3	6
集電装置	パンタグラフ	-	2	-	-	2	-	4
	電磁弁 M23A-A-M（継電器箱）	-	2	-	-	2	-	4
	絞り吐出弁	-	2	-	-	2	-	4
ATS 装置	論理装置	1	-	-	-	-	1	2
	送受信器	1	-	-	-	-	1	2
SR 装置	可搬型無線電話装置	1	-	-	-	-	1	2
	防護無線装置	1	-	-	-	-	1	2
空調装置	排気扇	3	3	3	3	3	3	18
	空調操作器	-	-	-	-	-	1	1
制御装置	MRY-2A 基板	-	1	-	-	1	-	2

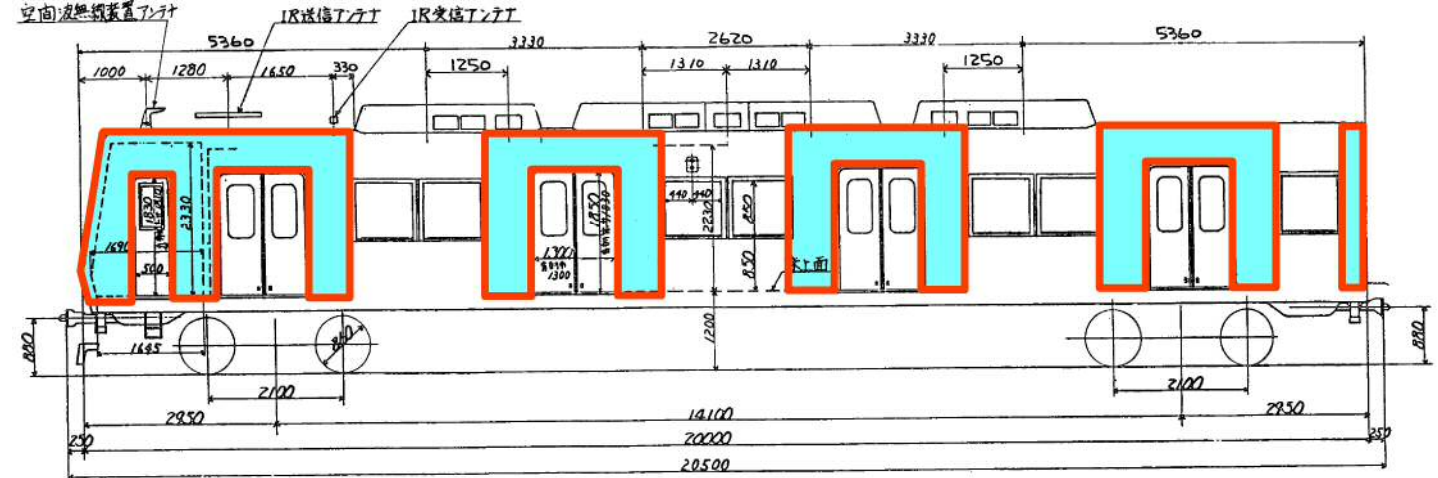
台枠下面
(床裏面)



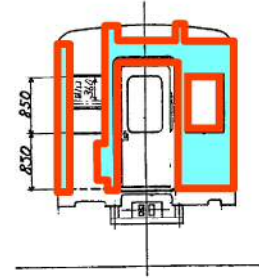
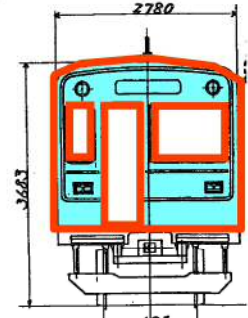
断熱材
(アンダーシール)

竹田 啓

側面
(構体内面)

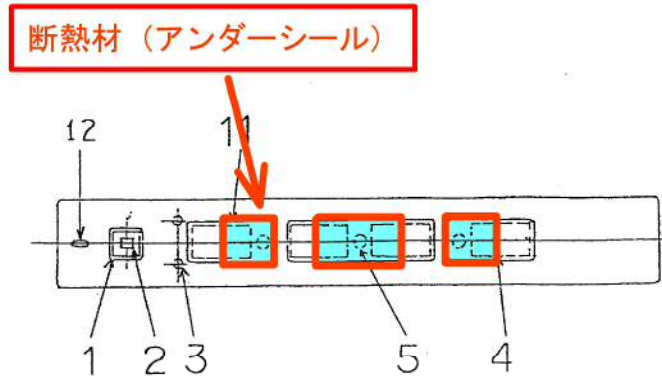


妻面
(構体内面)

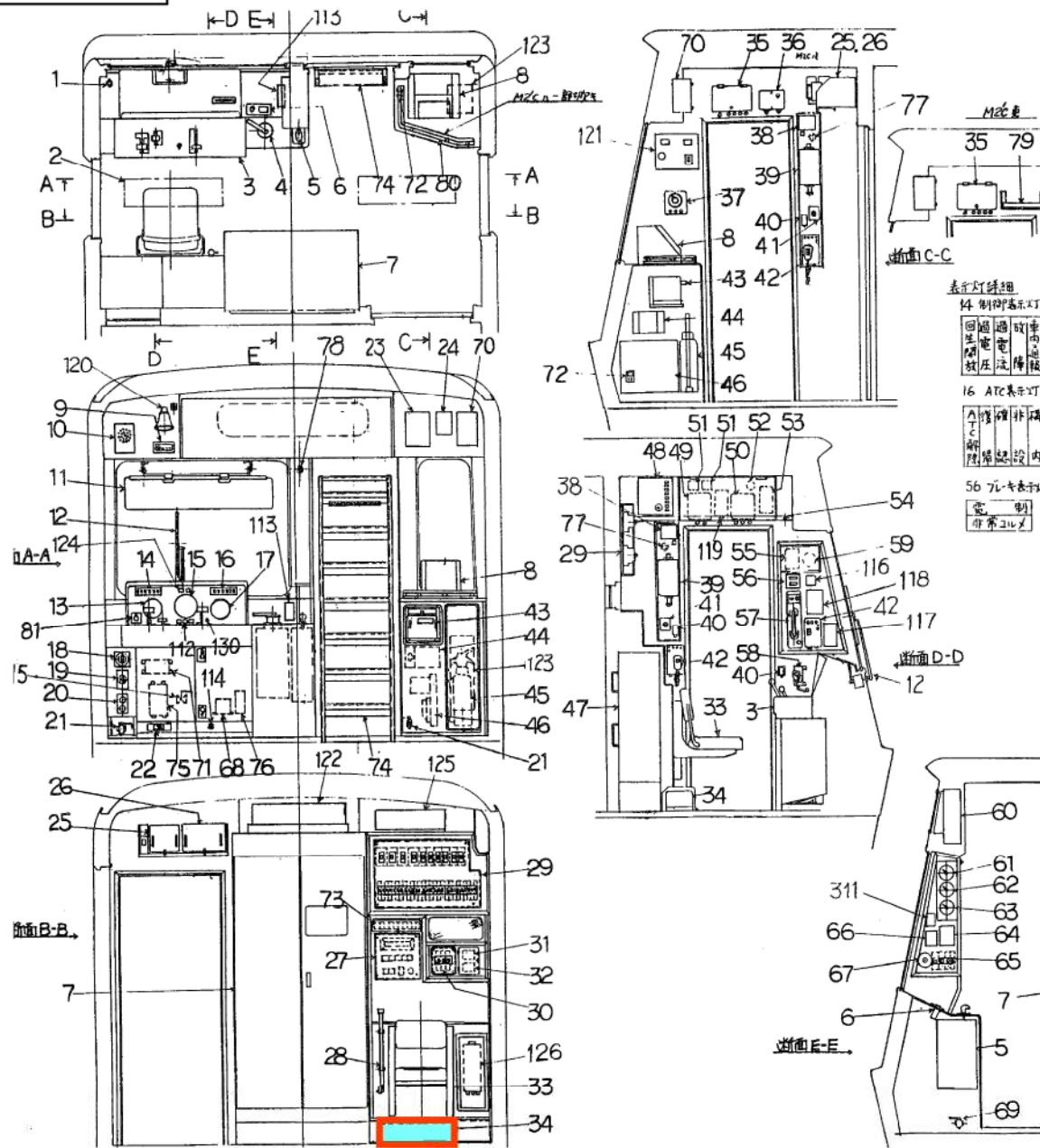


京都市交通局 高速鉄道部 高速車両課	
件名	地下鉄烏丸線車両廃車処理業務
名称	石綿含有部位 (参考)

屋上 (キセ内部)



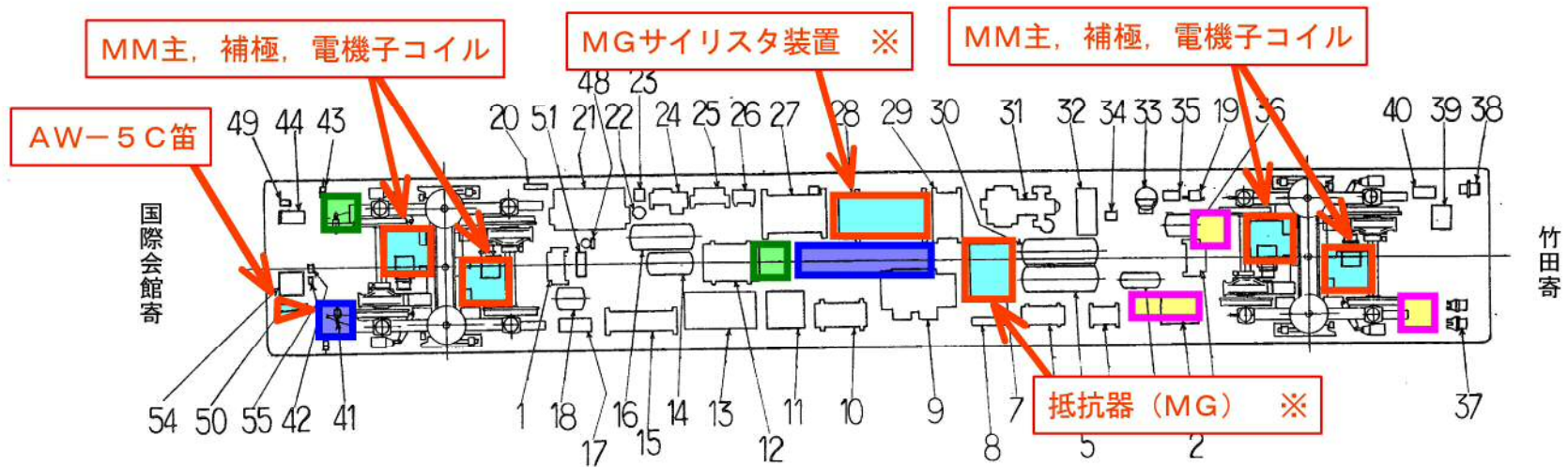
京都市交通局 高速鉄道部 高速車両課	
件名	地下鉄烏丸線車両廃車処理業務
名称	石綿含有部位 (参考)



図号	名	枚	図号	名	枚	図号	名	枚
1	空気圧力検出器	1	31	MG用リレー	1	61	電圧計	1
2	主幹制御器	2	32	制動電圧用リレー	1	62	電圧計	1
3	前後切替器	1	33	電圧計	1	63	電圧計	1
4	ATC切替器	1	34	除塵器	1	64	空気圧力検出器	1
5	ATC確認装置	1	35	S点押しスイッチ	1	65	低圧配電盤	1
6	ATC表示灯	1	36	空気圧力検出器	1	66	制動電圧検出器	1
7	ATC本体	1	37	行先表示機	1	67	表示信号機	1
8	列車位置検出器	1	38	非常停止スイッチ	2	68	ATC用電源装置	1
9	通話装置	1	39	車掌スイッチ	2	69	電圧計	1
10	通話装置用スイッチ	1	40	ベル押しボタン	1	70	戸内通話装置	1
11	遮光板	1	41	再入内スイッチ	2	71	電圧計用電源装置	1
12	空気式検出器	1	42	車内放送操作器	3	72	検出器用コネクタ	1
13	電圧計	1	43	車内放送用マイク	1	73	故障表示灯	1
14	制動表示灯	1	44	ATC解除スイッチ	1	74	非常用椅子	1
15	車内信号機	1	45	消火器	1	75	電圧計用電源装置	1
16	ATC表示灯	1	46	制動リレー	1	76	ATC用電源装置	1
17	双針圧力計	1	47	E=タコメーター	1	77	非常用椅子	1
18	前照灯	1	48	車内通報装置	1	78	非常用椅子	1
19	予備レキスイッチ	1	49	2点押しスイッチ	1	79	荷物棚	1
20	レキ上押しボタン	1	50	3点押しスイッチ	1	80	取手	1
21	戸内通話装置	2	51	ATC切替器	2	81	時計	1
22	電子警報機	1	52	故障ブザー	1	112	ATS速度判別表示灯	1
23	車内保安無線機	1	53	ATC注意警報機	1	113	列車位置検出器	1
24	車内放送マイク	1	54	ブザー押しボタン	1	114	消弁(空気)	1
25	通話装置用スイッチ	1	55	通話装置用スイッチ	1	115	空気案内スイッチ	1
26	通話装置用電源装置	1	56	レキ表示灯	1	116	列車位置検出器	1
27	通話装置用電源装置	1	57	通話装置用電源装置	1	117	無線機用電源装置	1
28	操作器	1	58	通話装置用マイク	1	118	ATS表示灯	1
29	低圧配電盤	1	59	ATC用電源装置	1	119	ATS解除スイッチ	1
30	低圧配電盤	1	60	行先表示器	1	120	空気圧力検出器	1
						121	指令無線制御器	1
						122	ATS検出器	1
						123	ATS受信機	1
						124	ATS確認解除表示灯	1
						125	空気圧力検出器	1
						126	無線機用電源装置	1
						130	CS調光スイッチ	1
						311	ATSブザー	1

運転室暖房器カバー

京都市交通局 高速鉄道部 高速車両課	
件名	地下鉄烏丸線車両廃車処理業務
名称	石綿含有部位 (参考)



照号	名称	個数
1	台車中継弁装置	2
2	冷房制御箱	1
3	再生空気箱	1
4	ブレーキ指令器	1
5	才二元空気箱	1
6	継電器箱	1
7	MG抵抗器	1
8	高圧補助空気箱	1
9	電動空気箱	1
10	受給電装置	1
11	整流装置	1
12	MGフィルタ装置	1
13	高圧地箱	1
14	戸用制御装置	1
15	中継電器箱	1
16	低圧空気箱	1
17	補助空気箱	1
18	予備空気箱	1
19	制御用空気箱	1
20	列車用空気箱	1
21	ブレーキ作用装置	1
22	J型シリコン	1
23	作用装置	1

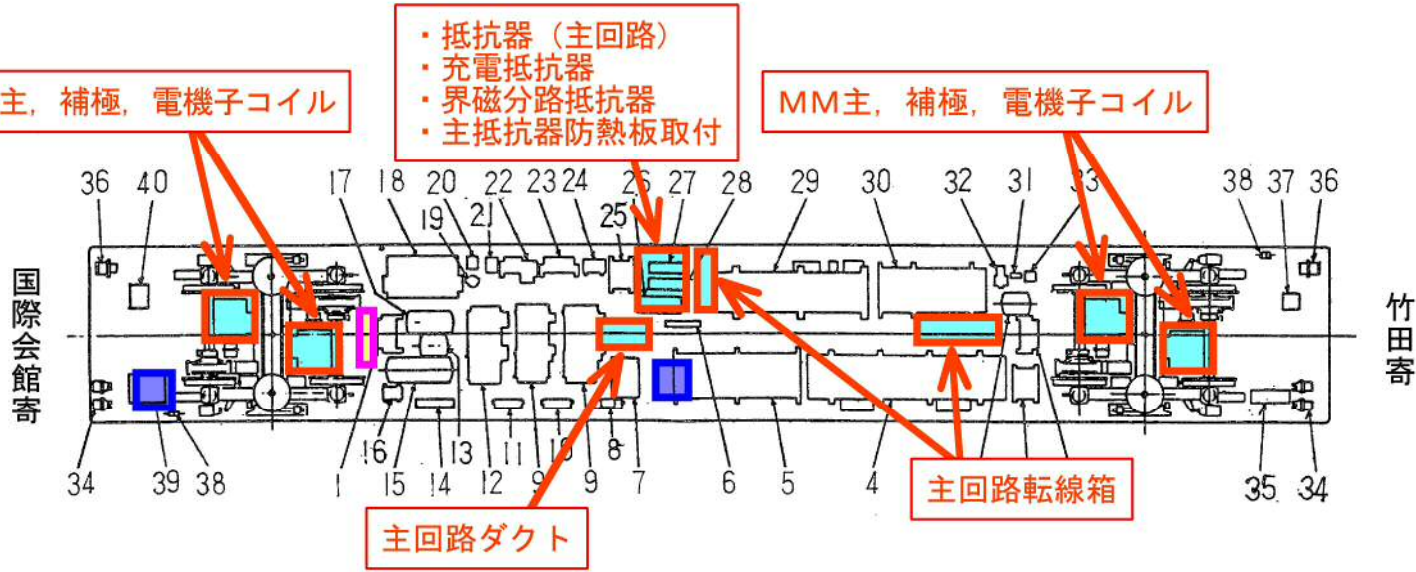
照号	名称	個数
24	制御装置	1
25	気圧スイッチ箱	1
26	空転検出装置	1
27	MG起動装置	1
28	MGサイリスタ装置	1
29	CP接触器箱	1
30	才一元空気箱	1
31	電動空気箱	1
32	アブソルター	1
33	除湿装置	1
34	自動排水電機	1
35	制御用圧力検出器	1
36	補助空気箱	1
37	補助連絡装置	2
38	三相連絡装置	1
39	主回路継電器箱	1
40	戸用保安装置箱	1
41	ATC受信器	2
42	ATC受信器制御箱	1
43	ハンドスロット	4
44	電子制御箱	1
45		
46		

照号	名称	個数
47		
48	踏面清掃用電機	1
49	制御用高圧開閉器	1
50	空気箱	1
51	列車用空気箱	1
52		
53		
54	ATS車上子	1
55	ATS車上子接続箱	1

- 転線箱 (1800のみ)
- 転線箱 (1100のみ)
- 転線箱 (1800/1100)

※ 05編成, 09編成のみ

京都市交通局 高速鉄道部 高速車両課	
件名	地下鉄烏丸線車両廃車処理業務
名称	石綿含有部位 (参考)

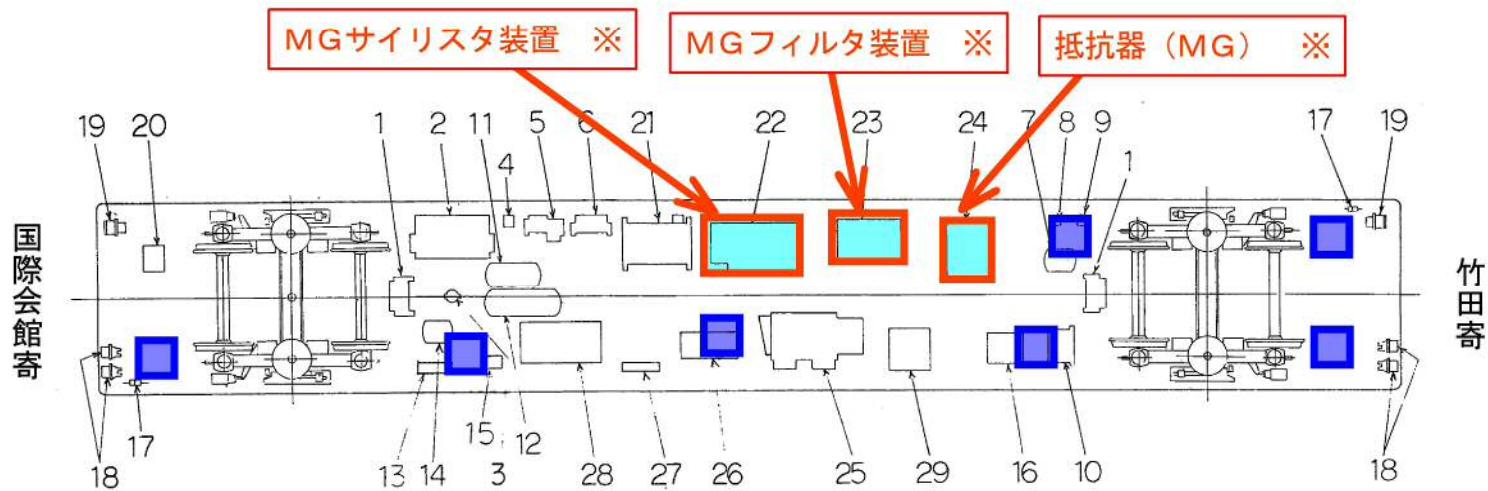


番号	名称	数量
1	台車電機油圧室	2
2	モーター油圧室	1
3	補助空気箱	1
4	アキバ別油圧室	1
5	緩衝器箱	1
6	位置センサー箱	1
7	誘電分路器	1
8	主制御スイッチ箱	1
9	主平流リアクトル	2
10	高圧制御スイッチ箱	1
11	主断器箱	1
12	主リアリアクトル	1
13	予備空気箱	1
14	補助空気箱	1
15	位置センサー	1
16	緩衝器箱	1
17	戸閉制御油圧室	1
18	ブレーキ作用装置	1
19	J型ブレーキコン	1
20	作用装置油圧室	1
21	荷重調整装置	1

番号	名称	数量
22	制御抵抗器	1
23	充電抵抗器	1
24	界磁分路器箱	1
25	主抵抗器防熱板	1
26	充電抵抗器	1
27	減速抵抗器	1
28	界磁抵抗器	1
29	断流器箱	1
30	主コンデンサ箱	1
31	主制御油圧室	1
32	主断器防熱板	1
33	試験用空気箱	1
34	補助空気箱	4
35	パンタグラフ	1
36	三切空気箱	2
37	無電圧空気箱	1
38	ハンズフリーボックス	4
39	冷房制御箱	1
40	主制御油圧室	1

■ 転線箱 (1200のみ)
 ■ 転線箱 (1700/1200)

京都市交通局 高速鉄道部 高速車両課	
件名	地下鉄烏丸線車両廃車処理業務
名称	石綿含有部位 (参考)



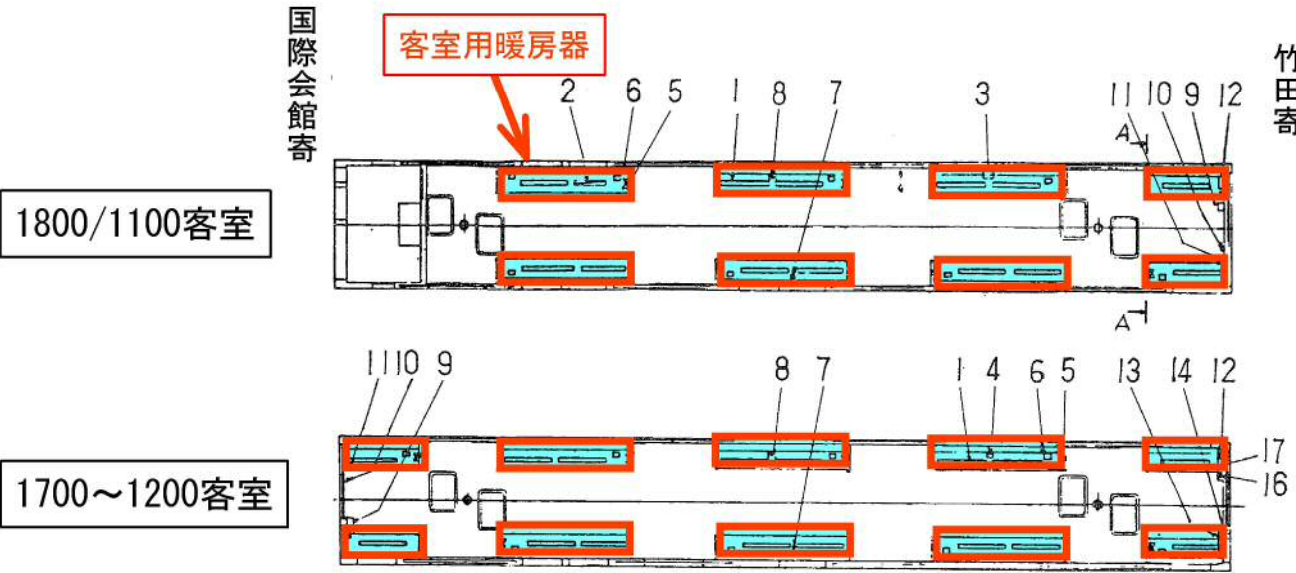
照号	名称	1両分 所数枚
1	台車中継弁装置	2
2	ブレーキ作用装置	1
3	J型子リコシ	1
4	作用装置切替スリ	1
5	制御機密ユニット	1
6	気圧スイッチ箱	1
7	補助空気溜	1
8	試験用低圧圧受	1
9	試験用空気程	1
10	モニタリング装置箱	1
11	戸閉制御空気溜	1
12	低圧空気溜	1
13	補助排気スリ箱	1
14	予備空気溜	1
15	検電器箱	1
16	命令制御箱	1
17	ハンドスロット	4

照号	名称	1両分 所数枚
18	補助通気栓受	4
19	二相通気栓受	2
20	母線連繋ウギ箱	1
21	M.G.起動装置	1
22	M.G.サイリスタ装置	1
23	M.G.フィルタ装置	1
24	M.G.抵抗器	1
25	電動空気機	1
26	受給電装置	1
27	高圧補助スリ箱	1
28	蓄電池箱	1
29	陸流装置	1

■ 転線箱 (1600/1300)

※ 1600のみ

京都市交通局 高速鉄道部 高速車両課	
件名	地下鉄烏丸線車両廃車処理業務
名称	石綿含有部位 (参考)



京都市交通局 高速鉄道部 高速車両課	
件名	地下鉄烏丸線車両廃車処理業務
名称	石綿含有部位 (参考)